

2019年度課題別研修「カイゼンを通じた保健医療サービスの質向上」企画競争に係る質問事項について(回答)

	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 9	第3 研修委託上の条件 2. 委託契約業務の内容 (3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項	③2) 研修受託機関からの同行(2名程度)とあります。研修員の人数も多く、院長クラスの参加者が予定されており、視察先とのプログラム内容(他病院を含めた意見交換会等)によっては管理がより煩雑となることが予想されます。このような状況に対応するため「事務管理者2」を配置し、研修旅行などのロジ支援を行うことを提案した場合、減点・失格の対象となり得るでしょうか。	通訳および研修員の日常生活支援を担当する研修監理員はJICAが別途2名程度手配いたします。この点も考慮し、同行者が3名必要な場合には具体的な理由の記載をお願いいたします。(例:院内視察の際に3グループに分かれて視察をし、それぞれのグループに対して途上国の現状を踏まえた補足説明を随時行う必要がある、他病院を含めた意見交換会の際に短時間で設営を行う必要がある等)
2	P. 9	第3 研修委託上の条件 2. 委託契約業務の内容 (3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項	④見学謝金の支払いについて、JICA東京の基準に基づく謝金を支払うようになっており、ガイドラインP19より、見学謝金を支払う場合は、同一時間帯に講師謝金を支払うことはできません、とあります。施設見学先で、講義と視察の両プログラムを計画した場合(独立した研修の構成要素)、見学謝金の他、同一時間帯におこなわれない講義に対しては、講師謝金を支払えるのでしょうか。 (ご参考:某病院に訪問し、プログラムの中で、講義1時間(視察時の留意事項の説明等は含まない)の後に、施設見学を2時間行う想定で、講義の講師には講師謝金(1時間分)を、またその後の施設視察時に見学謝金(1万円)を支払うことは可能ですか。)	ご理解のとおりです。講義の後に施設見学を行った場合、講義を行った講師に対して講師謝金、施設見学を行った見学先に対して見学謝金を支払うことが可能です。なお、見積りに計上する際、時間帯を分けて記載いただくようお願いいたします。
3	P. 16	第7 研修実施経費の支出基準と単価	技術研修期間中の要員の体制につき、「1日につき合計従事人員を2人日、業務総括者と事務管理者の業務従事割合を1:1とすること」に準じない提案をした場合、減点・失格の対象となり得るでしょうか。(例:総括が講師としても研修に参加する場合等)」	7:3を標準、1:1とすることも認めるとしていますが、必要に応じ他の割合とすることも認めます。(例:業務総括者が講師として研修に参加したために1日の中の総括の業務割合が50%を切ったとしても支障はありません。)この場合も、見積書「業務従事者配置計画表」に業務内容を明記してください。ただし、その場合も1日を通した研修の質の担保をお願いいたします。
4	P. 18	(4) 委託経費見積（概算）正1部②	「1年度分の見積額(概算)・支出項目内訳」の「支出項目内訳」とは、「研修委託契約における見積書作成マニュアル」のP5の表1にある費目構成の通りでしょうか。	ご理解のとおりです。